

第3章 施策の展開

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

【現状と課題】

2017年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の約6割が無職者であり、さらに再入者において、約7割が無職者という状況です。不安定な就労が再犯リスクとなっており、再犯防止に向けては、就労を確保し、生活基盤を安定させることが重要です。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置をはじめとする矯正施設、保護観察所及びハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、刑務所出所者等を雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の直接雇用等の様々な施策が実施されています。

協力雇用主の数は近年増加傾向にありますが、犯罪をした者等を雇用した場合の経済的負担やトラブル等が発生するリスクを考えると、実際に雇用することに不安を感じる協力雇用主も少なくないことや、協力雇用主としての活動について、従業員や取引先あるいは地域住民からの理解を得られないこともあるために、実際に雇用している協力雇用主は、いまだ一部にとどまっています。

また、雇用した場合であっても、社会人としての基礎的な態度が身に付いていなかったりすることで、働く中で様々な問題が発生し、早期に退職してしまう者も少なくありません。協力雇用主の確保及び就労後の定着が課題となっています。

【具体的施策】

- 刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主への職場訪問等による助言等を実施し、職場定着を促進します。
- 保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。

- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。

【国の取組】 横浜保護観察所が行う就労支援

刑務所出所者等総合的就労支援

法務省と厚生労働省では、刑務所出所者等の就労支援を総合的・一元的に行うため、2006年度から、公共職業安定所において職業相談・職業紹介を行うほか、保護観察所では、就労支援セミナー、事業所見学、職場体験講習、トライアル雇用制度（試行的な雇用期間を設けることで、事業主の不安を軽減し、常時雇用への移行促進を図る制度。実施した事業主には試行雇用奨励金が支給されます。）及び身元保証制度（身元保証人を確保できない刑務所出所者等について身元保証を行う団体が1年間身元を保証し、被保証人による業務上の損害等に対し事業主に見舞金を支給する制度）などの就労支援メニューを活用した支援を行っています。

更生保護就労支援事業

法務省が就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する民間団体に委託し行う事業で、受託者は、更生保護就労支援事業所を設置し、当該事業所に配置された専門的な知識及び経験を有する就労支援員が刑務所出所者等の就労支援を行っています。神奈川県では、現在、認定特定非営利活動法人神奈川県就労支援事業者機構が受託して、事業を実施しています。

具体的な業務内容は、就労支援の対象となる刑務所出所者等に対するマンツーマンでの仕事探しのサポート、事業主に対する支援対象者への業務上の指導方法等に関する助言及び協力雇用主となる事業者の開拓と協力雇用主に対する研修の実施等です。

神奈川県では、この更生保護就労支援事業で就労した刑務所出所者等の定着支援を行っており、刑務所出所者等を雇用していただける民間事業者の開拓、刑務所出所者等に対する就労支援及び就労した後の職場定着支援という一連の支援を、横浜保護観察所と神奈川県が相互の役割分担のもと連携して行っています。

その他の就労支援

2015年度から、刑務所出所者等を雇用し、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言を行った協力雇用主に奨励金を支給する刑務所出所者等就労奨励金制度を実施しています。

(2) 住居の確保

【現状と課題】

2017年に県内の刑事施設を出所した者のうち、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先を確保できずに出所した者が27%を占めています。適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであり、再犯防止の観点からも重要です。

国においては、受刑者等の釈放後の生活環境の調整の充実や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入機能の強化、自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組が実施されています。

そうした中、近年、入所者において、薬物依存者や高齢者又は障がいのある人の増加により、出所者等の抱える問題が複雑・困難化しており、更生保護施設には、住居を提供するだけでなく、犯罪をした者等の処遇の専門施設として社会復帰に向けた様々な支援を行う役割が求められています。

しかしながら、更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、退所後は地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身元保証人がいない上、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないことなどにより賃貸契約ができず、適切な定住先を確保できないまま更生保護施設等から退所してしまうことなどが課題となっています。

【具体的施策】

- 親族等のもとに帰住することができない矯正施設出所者等の一時的な居場所となる民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援し、出所後の生活基盤の安定確保を図ります。
- 賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。
- 県営住宅において、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。
- 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

【民間の取組】更生保護施設

更生保護施設とは、矯正施設から釈放された人や保護観察中の人等で、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。宿泊場所や食事の提供だけでなく、保護している期間、生活指導や就労支援等を行い、自立を援助することで、その再犯・再非行の防止に貢献しています。

県内には、横浜市に更生保護法人まこと寮と更生保護法人横浜力行舎、川崎市に更生保護法人川崎自立会、小田原市に更生保護法人報徳更生寮と、4つの更生保護施設があり、各施設が関係機関と連携しながら犯罪をした者等の社会復帰を支援しています。

また、川崎自立会は、2016年度に建て替えられ、新しい施設では地域交流室を設けて地域住民に開放し、より地域に開かれた施設となりました。建替えに当たっては、県も助成を行い、支援しています。



川崎自立会・外観



川崎自立会・地域交流室

横浜力行舎は、社会福祉法人幼年保護会更生施設甲突寮と併設されており、お年寄りが安心して暮らすことができる施設です。まこと寮は、施設内において本人の特性に応じたプログラムを実施しています。報徳更生寮は、勤務がない休日に何日もかけて自主的に寮内を清掃した寮生を表彰するなど、その行動を褒めて自立を支援しています。

これら更生保護施設では、地域の更生保護女性会による昼食会や餅つき会の定期的な開催、地域の保護司会によるバーベキュー会や清掃奉仕、地域のBBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）から映画会やバレンタインデーの催しをしてもらうなど、地域との融和を心掛けて運営されています。

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

【現状と課題】

2017年に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の全世代の再入者率が53.1%であるのに対し、65歳以上の高齢者は再入者率が66.7%と高くなっています。また、入所時の精神診断の結果、再入者のうち、16.4%の者が知的障がい、神経症性障がい、その他の精神障がいがありました。さらに、平成30年版犯罪白書によると、全国の65歳以上の受刑者の6人に1人は「認知症疑い」の状況であり、福祉的支援を必要としている者が多くいることが見受けられます。また、2017年に神奈川県で検挙された高齢者の罪種別内訳では、窃盗が約7割を占めています。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障がいのある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設及び更生保護施設への社会福祉士等の配置を進め、矯正施設や保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センターその他の福祉関係機関が連携して必要な調整を行う取組（特別調整）を実施してきました。加えて、刑事施設では、改善指導プログラムを通じて、高齢者又は障がいのあること等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる者に対し、基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせること等に取り組み、少年院においては、発達障がいその他の発達上の課題があり、特別の配慮が必要な者に対し、個別に配慮を行ってきました。

また、起訴猶予者等についても、必要な福祉的支援に結び付けることなどが、犯罪等の常習化を防ぐために重要である場合があることを踏まえ、検察庁において、知的障がいのある被疑者や高齢の被疑者等福祉的支援を必要とする者について、弁護士、福祉専門職、法務少年支援センター（少年鑑別所）及び保護観察所等関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組を実施しています。

しかしながら、神奈川県地域生活定着支援センターのコーディネート業務開始件数の約5割を占める高齢者でかつ障がいのある者には、より一層の支援が必要であることや、社会福祉施設等が高齢者又は障害のある犯罪をした者等を受け入れるためには相応の負担が掛かり、社会福祉施設等を支援する取組が不足していることなどの課題があります。

【 具 体 的 施 策 】

- 高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう「神奈川県地域生活定着支援センター」において、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、刑事司法関係機関や民間団体等の協力のもと、社会福祉施設等の職員を対象に研修等を実施し、更生支援に係る福祉関係機関のネットワークの構築を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を関係者とともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。
- 市町村が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。県は、地域支援事業の費用の一部を負担して、市町村を支援します。
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。

- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。
- 発達障がいや有する障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。
- 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。

【国の取組】 地方検察庁刑事政策総合支援室の社会復帰支援

検察庁では、警察等から事件が送検された後、捜査をして真実を解明し、起訴か不起訴かを判断し、起訴のうち公判請求した事件について、裁判で適切な判決が宣告されるよう公判立証を行っています。

加えて、刑事政策総合支援室を設置して、①犯罪被害者の支援や、②児童虐待事案の児童相談所・警察との三者連携とともに、③罪を犯した高齢者・障がい者・生活困窮者等の社会復帰支援を行っています。

このうち、社会復帰支援は、検察官が、再犯の防止（再被害の防止でもある。）のためには、医療・福祉の支援が必要な被疑者・被告人について、刑事政策総合支援室の非常勤職員である社会福祉アドバイザー（社会福祉士と精神保健福祉士の有資格者）が、本人と直接面談し、本人から福祉的・医療的ニーズを引き出して、居住・就労・医療・生活等の支援について検討し、本人の希望を踏まえて、検察官に助言する取組です。

不起訴段階で支援した事案には、例えば、認知症が疑われる高齢者やひとり親家庭の親による食料品の万引き、知的障がいや精神障がいが疑われるのに福祉や医療の支援につながない人による軽微な犯罪などがありました。不起訴段階の支援は、刑務所出所者への支援と異なり、地域に居住し、家族がいて、学校や職場とも繋がっている被疑者が多く、早期発見・早期対応による再犯防止の効果が高いものです。もちろん、地域に戻るには、被害者や地域住民の理解が不可欠であり、犯罪被害者の支援を十分に行うことが前提となり、地域福祉の推進も必要です。

また、公判段階で支援した事案には、例えば、精神障がいがあって限定的な責任能力しかないとして執行猶予付きの判決が宣告された住居不定の被告人を、福祉事務所や医療機関と協力して、入院医療につなぐことができた事案がありました。この事案では、弁護人も被告人の意思確認を行うなど協力してくれました。公判段階では、弁護人による被告人への福祉的・医療的支援も積極的に行われており、弁護士会との連携も進めています。

【県の取組】神奈川県地域生活定着支援センターの取組

刑又は保護処分の執行のため矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障がいのあるため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの釈放後の行き場のない人等は、釈放後に必要な福祉サービスを受けることが困難です。そのため、2009年度から「地域生活定着促進事業」が開始され、各都道府県に地域生活定着支援センターが設置されました。

神奈川では、「神奈川県地域生活定着支援センター」を2010年12月1日に開設し、以下の業務に取り組んでいます。

(1) コーディネート業務

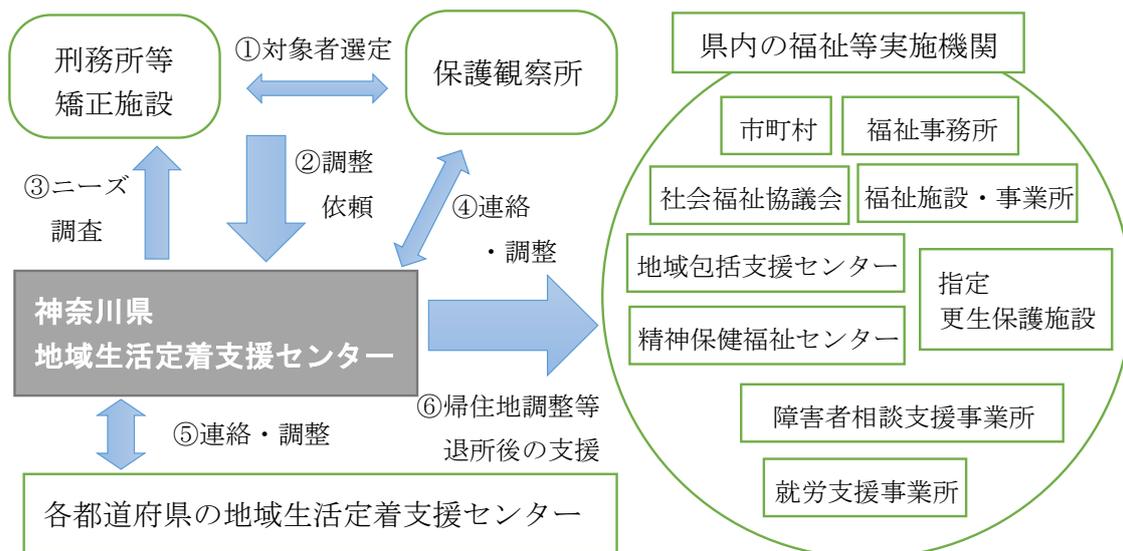
保護観察所からの依頼に基づき、福祉サービスに係るニーズの内容の確認等を行い、受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等を行います。

(2) フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対して必要な助言等を行います。

(3) 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行います。



【民間の取組】神奈川県弁護士会と神奈川県社会福祉士会の連携

神奈川県弁護士会（以下「弁護士会」という。）と公益社団法人神奈川県社会福祉士会（以下「社会福祉士会」という。）は、2015年に刑事弁護における協定書を結び、「捜査段階（被疑者）」および「公判段階（被告人）」等において、障がいや疾病等により福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の支援を連携して行っています。

この取組では、福祉的支援が必要と思われる被疑者・被告人の弁護人として選任された弁護士が、弁護士会を通じて社会福祉士会へ福祉的支援に関する協力を依頼し、協力可能な場合には社会福祉士会が担当の社会福祉士を選任します。そして、社会福祉士が被疑者・被告人と接見し、状況を確認、福祉的支援が必要な場合、障がいや疾病の状態、生活環境等に関するアセスメントを行い、弁護人と社会福祉士で居住環境や医療・福祉サービスの利用調整等を実施して、被疑者・被告人本人の意思確認を行いながら更生支援計画書を作成します。

弁護人が、裁判所に対して更生支援計画書の証拠請求を行った後、弁護人と社会福祉士は、本人の釈放時期の目途がついた段階で、更生支援計画書に基づき、本人の福祉的支援に関係する自治体担当部署や支援者等と釈放となった場合の対応を協議し、釈放直後には、速やかに福祉的支援を受けられるよう、キーパーソンや安定した支援体制に引き継がれるまで活動を行います。

両会の連携により、早い段階で罪を犯した障がい者の更生支援が行われることで、再犯防止にもつながっています。

(2) 薬物依存を有する者等への支援

【現状と課題】

全国の覚せい剤・大麻等薬物犯罪の検挙者数は高水準で推移しており、特に大麻事犯検挙者数は、年々増加傾向にあります。

国においては、矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムを開発して実施しており、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、2016年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしています。

また、横浜保護観察所管内で保護観察を開始した仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に占める薬物事犯保護観察対象者の割合は約3割を占めており、さらに、2018年に覚せい剤取締法違反で刑事施設に入所した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の再入者の割合は65%であり、再犯により入所する者が依然として多くなっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、薬物を使用しないよう指導するだけでなく、薬物依存症は適切な治療・支援により回復することができる病気であるという認識を促し、薬物依存症からの回復に向けた治療・支援を継続的に行うことが重要です。

そこで、薬物やアルコール等の依存のある犯罪をした者等に対して、専門的治療・支援を提供できる保健・医療機関等の整備、支援者の人材育成及び民間支援団体の活動支援等を行う必要があります。

さらに、薬物などの依存症は、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことが必要です。

【具体的施策】

- 県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部において毎年度策定する要綱に基づき、関係機関・団体が連携し、薬物の乱用防止対策を推進します。
- 県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で薬物に関する一般相談窓口を設けるとともに乱用防止の啓発を行うほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図ります。
- 薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。

- 薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図ります。
- 薬物などの依存症に関する電話相談を実施します。
- アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト『かながわ版アディクションガイド(仮称)』を開設し、情報発信を進めます。

【県の取組】神奈川県立精神医療センターの取組

スマーブ SMARPP (Serigaya Methamphetamine Relapse Prevention Program)

米国マトリックス研究所で開発された外来薬物依存治療プログラムを参考にし、神奈川県立せりがや病院(現・神奈川県立精神医療センター)で開発され、その後全国に普及した薬物再使用防止プログラムです。

参加者はワークブックを使いながら依存している薬物がなぜ危険なのか、再使用の「引き金」は何か、どのようにして危険な状況を避けるかなどを過去の経験を振り返りながら学びます。グループメンバーが共に語り合い、新しい生き方を互いに認め合いながら断薬の継続を進めていきます。

サーブ SARPP (Serigaya Alcohol Relapse Prevention Program)

上記 SMARPP を参考に神奈川県立せりがや病院で開発された外来アルコール治療プログラムです。

ワークブックでは自分にとってなぜアルコールが問題なのか、お酒のない生活で見つけられるものは何かなどを考えていきます。お酒をやめることのみを目的とするのではなく、「よりよく生きる」「健康を取り戻す」「人間関係を回復する」などの視点でお互いに飲まない苦労や喜びを気楽に話せるようなミーティングを目指しています。

3 非行の防止等

(1) 非行の防止等

【現状と課題】

2017年に県内で、検挙・補導された非行少年は2,814人で、前年に比べて約14%減少しており、刑法犯で検挙・補導された少年は11年連続で減少しています。また、2017年中に少年院に入院した者のうち、犯罪時の居住地が神奈川県である者の再入院者の割合は約13%でした。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、中学校卒業後に高等学校等へ進学しない者及び高等学校等を中退する者に対する就労等支援、児童生徒に対する法教育、保護者や学校関係者に対する適切な教育・指導等に資する助言、心理的支援等を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整、BBS会（Big Brothers and Sistersの略であり、非行少年の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体）等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施しています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、非行の未然防止や早期対応を充実させるとともに、非行を繰り返さないように、少年を取り巻く環境における適当な居場所や公的な支援へのつながりにくさといった課題を抱える非行少年等が、退学等により居場所を失い、必要な支援からも遠ざかってしまうことがないようにすることが重要です。

【具体的施策】

- 子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、県青少年センターを子ども・若者育成支援推進法第13条に基づく総合相談センターに位置付け、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、国、県、市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を促進します。
- 国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床心理士等による専門的な相談などを実施することで、ニート等の若者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。
- 児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。

- 少年相談・保護センターにおいて、専門の少年相談員が非行問題やいじめ、犯罪被害等で悩んでいる少年自身や保護者等の相談に応じます。
- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所づくり活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 学校においては健康教育の一環として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。
- 神奈川県立総合教育センターが行う研修を、県内の矯正施設と連携して企画・実施するなどして、少年非行の未然防止について、教職員の理解を促します。
- 子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のため、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域が特性に応じた取組を主体的に推進し、大人の応援団を増やすため、地域フォーラムを開催します。

【国の取組】よこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）の取組（その1）

少年鑑別所は、家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別を行うこと、観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うことなどを目的とする法務省の施設ですが、これに加えて、法務少年支援センターとして、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行っています。横浜市港南区にある横浜少年鑑別所も、よこはま法務少年支援センターとして、少年鑑別所法第131条に基づき、学校、児童福祉機関、地方公共団体等と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動に取り組んでいます。対象者の年齢制限はなく、非行及び犯罪の防止に関する問題等について、どなたでも利用することができます。

少年鑑別所の鑑別業務で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた青少年の生活指導等に関する専門性を活用し、心理学を専門とする職員等が相談・支援に応じています。



- ・ 一般の方からの相談への対応
 - 保護者や本人からの、非行、犯罪行為、親子関係に関する相談、刑務所出所者等を雇用した事業主や雇用された本人からの職場でのトラブルや交友関係に関する相談に対応
- ・ 県内の関係機関等とのネットワークへの参画
 - 児童支援・生徒指導専任教諭協議会への参加
 - 自治体の学齢期支援に係る定期的な連絡会への参加
 - 児童相談所とよこはま法務少年支援センターとの連絡会の開催
 - 支援会議（障害者福祉）への参加

- ・ **研修・講習会・講演への職員派遣**
 - 生徒指導担当、特別支援学校等、学校教諭を対象とした研修への講師派遣
 - 青少年指導員等を対象とした研修への講師派遣
- ・ **青少年の指導に関する助言**
 - 学校や教育委員会を通じて依頼を受けて、非行傾向のある児童・生徒への面接、心理検査、ワークブックを実施
- ・ **法教育授業等への職員派遣**
 - 特別支援学校の生徒を対象とした出前授業を実施
- ・ **小児療育相談センターとの連携**
 - 利用者に対する助言、利用者家族向け講義を実施

〈一般の方からの相談への対応例〉

小学校高学年で転校し、その後、母親の財布から小銭をこっそり持ち出すようになった。また、同級生のキーホルダーがなくなったことがあり、息子が盗んでいるのではないかと疑われた。厳しくしつけをしたつもりなのに、息子は犯罪者になってしまうのか（保護者からの相談）。

⇒ 心理学を専門とする職員が、保護者と個別面接を行い、金銭持ち出しの背景要因をともに考え、叱責や厳しいしつけで解決するものではなく、転校後の息子の気持ちを引き出すように促すなど、具体的な助言を継続的に行ったところ、問題行動が改善しました。



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味を込めたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

(1) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援

【現状と課題】

犯罪時の居住地が神奈川県であった2017年中に刑事施設に入所した者のうち、窃盗をした者の再入者率は約64%でした。また、入所受刑者全体の犯罪時における暴力団の加入状況は約10%でした。再犯防止のための支援を効果的に行うためには、こうした犯罪や非行の内容に加えて、対象者一人ひとりの経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性に応じた支援等を実施することが重要です。

国においては、暴力団関係者等再犯リスクが高い者、可塑性に富む少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきました。

一方で、ストーカー・DV加害者や窃盗犯、暴力団離脱者、非行少年、認知症高齢者、発達障がいのある者等、その特性に配慮した支援・指導を実施する必要性が高くなっています。

【具体的施策】

- ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 加害行為の抑止として、「DVに悩む男性のための相談」を実施するほか、女性の加害行為についての相談に対応します。
- 13歳未満の子どもを被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子ども対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。
- 法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、万引きをした高齢者を対象とした「高齢者万引き防止プログラム」を関係者とともに作成、活用することにより、万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。(再掲)
- 再犯のおそれが高い暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。(再掲)

- 非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。(再掲)
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。(再掲)
- 市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。(再掲)
- 認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。(再掲)
- 認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」を設置し、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。(再掲)
- 若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行う「若年性認知症支援コーディネーター」を設置します。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。さらに、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。(再掲)
- 発達障がいをもつ障がい児者に対する支援を総合的に行う県域の拠点として「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、各種の相談や研修、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行います。(再掲)

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進

【現状と課題】

地域における再犯防止の推進については、民間協力者の活動に大きく支えられています。例えば、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師、非行少年等の居場所作りを通じた立ち直り支援に取り組む少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアが再犯防止に携わっています。こういった民間協力者や更生保護法人等の民間団体は、再犯防止を推進する上で欠かせない存在となっています。

しかしながら、保護司を始めとする民間ボランティアが減少傾向となっていること、民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても必要な体制等の確保が困難であること、刑事司法関係機関と民間協力者との連携が十分でないことなどの課題があります。

【具体的施策】

- 長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。
- 県内の大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉の立場から学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。(再掲)
- 民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業(宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業)を支援します。(再掲)
- 協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、2019年度以降有効な入札参加資格の審査から、入札参加資格認定申請日時時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去2年間のうち、連続する3か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。(再掲)
- 横浜刑務所や久里浜少年院、よこはま法務少年支援センター(横浜少年鑑別所)、横浜保護観察所、横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。

【民間の取組】更生保護ボランティアの取組

更生保護の活動は、保護観察所などの国の機関と、更生保護ボランティアなどの民間の方々が連携・協働して行っています。近年、更生保護が当面する課題が複雑多様化する中、更生保護ボランティアである、保護司、更生保護女性会員及びBBS会員は、それぞれの特性を生かしながらも、今まで以上に連携を強化して、更生保護の一層の充実・強化を図る必要があるとの認識の下、2014年3月に「更生保護ボランティアの協働に関する三者宣言」が行われました。神奈川県においても2017年3月に「更生保護ボランティアの協働に関するかながわ宣言」が行われたところであり、安全・安心な地域づくりのために、相互に連携して活動に取り組んでいます。

保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。身分は非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されていません。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、地域で保護観察官と協働して保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言をするほか、刑務所や少年院に入っている人が、釈放された後にスムーズに社会生活を営めるよう、帰宅先の生活環境の調整などを行っています。神奈川県では約1,700人の保護司が活躍しています。

更生保護女性会

更生保護女性会は、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動や犯罪や非行をした人の立ち直り支援を行うとともに、次代を担う青少年の健やかな成長を願って、関係団体と連携しながら地域の子育て支援などにも取り組んでいる女性ボランティア団体です。神奈川県では約5,300人の会員が活躍しています。

BBS会

BBS会は、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、非行少年たちの話相手、相談相手となって、彼らの成長や悩みを解消を手助けする「ともだち活動」などを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。神奈川県では約100人の会員が活動しています。

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

再犯や非行を防止するため、社会環境の改善や規範意識の向上を目的として、県内ではさまざまな犯罪予防活動や啓発活動が実施されています。一方で、犯罪をした者等の社会復帰のためには、犯罪をした者等の自らの努力を促すだけでなく、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、保護観察所が中心となり、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について、理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、7月を再犯防止啓発月間に定め、再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施しています。矯正施設においては、刑事施設を中心に、矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売会、募集参観等を通じて、再犯の防止に関する広報啓発活動を積極的に実施しています。

県では、「社会を明るくする運動神奈川県推進委員会」において、犯罪の防止と立ち直りへの理解を深める作文コンテストや、街頭啓発キャンペーンを県内各地で展開しています。しかし、2017年に実施された“社会を明るくする運動”の県における行事参加人数は82,124人で、増加傾向ですが、再犯の防止等に関する施策は、県民にとって必ずしも身近ではなく、“社会を明るくする運動”やその他の犯罪予防活動をさらに推進する必要があります。

【具体的施策】

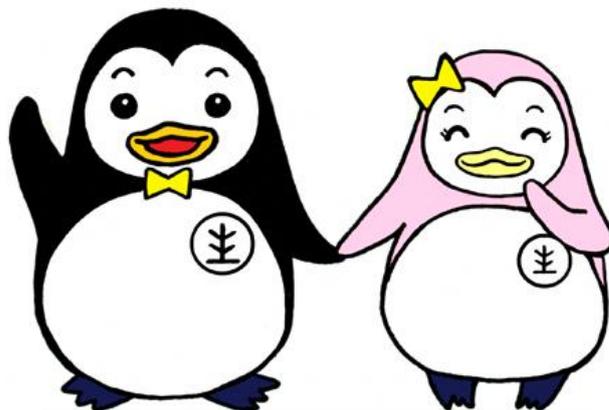
- 犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。
- 社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。(再掲)
- 高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、SNS利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。(再掲)

- 学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、ビデオ映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。
- 犯罪や非行をした者への偏見や差別意識を解消させるため、関係機関、NGO、NPO等と協働・連携した取組を行います。

【民間の取組】神奈川県における“社会を明るくする運動”

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月は「社会を明るくする運動」強調月間とされており、県内各地で更生保護の普及活動が行われています。



更生保護のマスコットキャラクター
更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん



2018年9月に、「横浜F・マリノス」協力のもと実施された試合会場における広報活動

【国の取組】神奈川県における矯正展

刑事施設では、刑務作業の現状と重要性を国民の皆様に広く知っていただくため、受刑者が改善更生を目指して製作した刑務所作業製品の展示・即売を行うほか、刑事施設の取組を始めとする矯正行政の広報を行う「矯正展」を開催しています。

矯正展の開催に当たっては、日頃からお世話になっている近隣住民の方々に楽しんでいただけるよう、施設見学や性格検査体験にとどまらず、イベントの開催にも知恵を絞っており、近隣の学校の吹奏楽部による演奏、幼稚園児によるお遊戯、更生保護女性会による合唱なども行われています。

神奈川県内では、横浜刑務所が例年11月の最初の週末に「横浜矯正展」を開催しており、2018年には、初日が近隣の横浜市港南区役所等で実施される「ひまわりフェスタ」と同時開催であったこともあり、2日間で2万1千人を超える入場者がありました。特に横浜刑務所の工場で受刑者が生産している乾めん（細うどん）を使用した「きつねうどん」が人気を集めたほか、隣接する横浜少年鑑別所の見学も多くの参加がありました。

また、横須賀刑務支所でも、例年10月の下旬に「横須賀矯正展」を開催していて、2018年は2千名を超える来場者があり、特に同支所で受刑者が生産している石けんの売場に長蛇の列ができました。

このほか、久里浜少年院でも、学校教職員や大学生のほか、県内に在住又は通勤の市民の方を対象に、定期的に募集参観を実施しております。



- ① 横浜矯正展全景
- ② 横須賀矯正展開場時
- ③ 横浜少年鑑別所見学状況

①

③



②



【国の取組】横浜地方検察庁の社会復帰支援に関する「ふれあい広報」

各地の地方検察庁では、2012年に再犯防止が閣僚会議で宣言された後、刑事政策を行う部門を設置して、福祉職（社会福祉士・精神保健福祉士）を配置するようになりました。

もちろん、検察の主たる職務は、送検された事件につき、捜査して適正な刑事処分を決め、公判請求した事案につき、立証して適正な量刑を確保することです。そして、その権限は法に基づき、謙抑的に行使されています。

しかし、他方で、検察は刑事政策として再犯防止を目指す使命があり、福祉や医療の支援を必要としている障がい者・高齢者・生活困窮者等にニーズを発見する機能を果たすことも求められています。すなわち、検察は再犯防止を目指して支援対象者を発見し、検察に配置されている福祉職は、支援対象者のために、ソーシャルワークの価値や理念に基づく、支援を行い、司法と福祉が、異なる目的のもと、協働しています。

横浜地方検察庁においても、このような社会復帰支援の取組を、「ふれあい広報」として、見学に来てくれる県民の皆さんに紹介したり、地域の福祉機関や医療機関に出向いて説明したりしています。地域の福祉機関や医療機関の福祉職は、罪を犯し支援を必要としている高齢者、障がい者、生活困窮者の存在を知ると、積極的に協力を申し出てくれます。

社会復帰支援の「ふれあい広報」は、刑事司法と医療・福祉の接点を、堅い壁ではなく、開かれたドアにするものであり、今後の司法と福祉のネットワークづくりの第一歩になると考えています。